

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月31日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 山本浩司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

予算作成・施行協議用システム作成業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から約90日間

(4) 納入場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道事業係

電話 026（235）7381

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年6月14日（木）午前10時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁内 企業局分室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月7日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

企 業 局

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成24年5月31日

長野県公安委員会

1 講習の対象者

次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限りります。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限りります。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。）第1条第2項に規定する1級の検定

(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」といいます。)の交付を受けている者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成24年7月25日(水)から8月3日(金)まで	
法第2条第1項第2号の警備業務	平成24年9月12日(水)から9月20日(木)まで	午前9時から午後5時まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成24年10月3日(水)から10月11日(木)まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成24年10月17日(水)から10月24日(水)まで	

(2) 場所

千曲市大字磯部1144-4 地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

3 受講定員

各警備業務の区分毎に40人

4 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

- (1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
- (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。
- (イ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 電話受付日

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成24年6月25日(月)
法第2条第1項第2号の警備業務	平成24年8月7日(火)
法第2条第1項第3号の警備業務	平成24年8月27日(月)
法第2条第1項第4号の警備業務	平成24年9月18日(火)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 受講申込書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に

次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真(受講申込書に貼付)1枚

(イ) 1の(1)に該当する者にあっては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面(以下「警備業務従事証明書」といいます。)

(ウ) 1の(2)に該当する者にあっては、1級の検定に係る合格証明書の写し

(エ) 1の(3)に該当する警備員にあっては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 1の(4)に該当する者にあっては、1級の旧検定合格証の写し

(カ) 1の(5)に該当する警備員にあっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

(キ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

イ 提出期間

警備業務の区分	提出期間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成24年7月9日(月)から7月13日(金)まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成24年8月27日(月)から8月31日(金)まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成24年9月10日(月)から9月14日(金)まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成24年10月1日(月)から10月5日(金)まで

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 法第2条第1項第1号の警備業務 47,000円

イ 法第2条第1項第2号の警備業務 38,000円

ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 38,000円

エ 法第2条第1項第4号の警備業務 34,000円

5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることができます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月31日

長野県工業技術総合センター所長 池田博通

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

真空凍結乾燥機 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

平成24年12月28日(金)

(4) 納入場所

長野市大字栗田字西番場205番地1

長野県工業技術総合センター 食品技術部門

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の物件の買入れの欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 調達物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 問い合わせ先等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等の配布場所

長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 総務部門

電話番号 026(268)0602

(2) 入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先

長野市大字栗田字西番場205番地1

長野県工業技術総合センター 食品技術部門

電話番号 026(227)3131

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年6月12日(火) 午後2時

イ 場所 長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 1階小会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

ものづくり振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月31日

長野県工業技術総合センター所長 池田博通

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

高度組込み機器開発支援システム 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

松本市野溝西一丁目7番7号

長野県工業技術総合センター 環境・情報技術部門

(5) 入札方法

1月当たりの賃借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (6) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 問い合わせ先等

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等の配布場所
長野市若里一丁目18番1号
長野県工業技術総合センター 総務部門
電話番号 026 (268) 0602
- (2) 入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先
松本市野溝西一丁目7番7号
長野県工業技術総合センター 環境・情報技術部門
電話番号 0263 (25) 0790

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年6月12日（火）午後3時
イ 場所 長野市若里一丁目18番1号
長野県工業技術総合センター 1階小会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工業技術総合センター所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

ものづくり振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月31日

長野県企業局南信発電管理事務所長

小松敬明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
消防設備点検 一式
- (2) 役務の特質
仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成25年2月8日まで
- (4) 履行場所
伊那市狐島ほか16か所
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 業務の対象となる消防用設備の点検に係る消防設備士免状の

交付を受けた者又は消防設備点検資格者を業務に従事させることができる者であること。

(6) 中信又は南信地域内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
伊那市狐島3802-2
長野県企業局南信発電管理事務所総務課
電話 0265 (72) 6121

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年6月18日(月) 午前10時
イ 場所 長野県企業局南信発電管理事務所 2階会議室
- (3) 郵送入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月8日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他
詳細は、入札説明書によります。

企 業 局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月31日

長野県企業局上田水道管理事務所長
柏木 賢一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度上田地区漏水調査業務

(2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間
契約締結日から180日間

(4) 履行場所
上田市(諏訪形配水池系ほか)

(5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去15年以内に上水道管路の漏水調査業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
上田市諏訪形613
長野県企業局上田水道管理事務所
電話 0268 (22) 2110

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年6月14日(木) 午前10時
イ 場所 長野県企業局上田水道管理事務所 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月7日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企 業 局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月31日

長野県企業局上田水道管理事務所長

柏木 賢一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

林間工業団地配水池ほか清掃修繕

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から80日間

(4) 履行場所

上田市富士山ほか3か所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）による潜水士免許を有する者を当該業務に従事させることができる者であること。

(6) 過去15年以内に不断水工法での上水道施設清掃作業を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市諒訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

電話 0268 (22) 2110

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年6月14日（木）午前11時

イ 場所 長野県企業局上田水道管理事務所 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月7日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企 業 局